

2024(令和6)年1月15日

従業員の皆さまへ

ジャパンホールディングス株式会社
従業員代表選出事務局

2024(令和6)年度事業場別労働者代表選出について

前略 寒さが一段と身に染みるこの季節となりました。日頃の業務、たいへんお疲れ様です。この度、2024年度に向けて労働基準法に基づく以下の労使協定の締結を予定しております。そこで、労働基準法施行規則第6条の2の規定に則り事業場毎の全労働者の中から労働者の過半数の支持を得た当該事業場の労働者代表を選出することになりました。従業員代表者として労働基準法第36条等の協定の締結、同法第90条の意見を述べる等の労働基準法、職業安定法の分野及び年金やその他の分野において、ご尽力いただける方は2024年1月31日までに立候補をお願いします。(頻度は年に6回～7回(予定)、1回あたり2～3時間程度(勤務時間外)、本社内での協議及び手続となります。報酬、手当は法的に支給できません。)

草々

- ①労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合
- ②賃金から法定控除以外にものを控除する場合
- ③フレックスタイム制
- ④1ヶ月単位の変形労働時間制
- ⑤1年単位の変形労働時間制
- ⑥休憩の一斉付与の例外
- ⑦時間外・休日労働
- ⑧事業場外労働のみなし労働時間制
- ⑨専門業務型裁量労働制
- ⑩年次有給休暇の計画的付与
- ⑪就業規則の作成及び変更に際しての意見聴取
- ⑫育児介護休業等
- ⑬労働者派遣法第30条の4第1項に基づく労使協定
- ⑭労働者派遣法により事業所単位の期間制限を延長する際の意見聴取
- ⑮その他法令等により定められたもの

従業員代表選出事務局は本社総務部が窓口です。書面に、所属、住所、社歴を必ず記入し本人が提出してください。本人確認を行いますので運転免許証等の公的機関が発行する確認書類が必要となります。

*今回は自薦のみとなり他薦は無効となります。

従業員代表選出事務局

*掲出期間：2024年1月31日まで